

肥料取締法（昭和25年法律第127号）の概要

1 法の目的

肥料の品質等を保全し、その公正な取引等を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること

2 肥料の区分と登録等

- (1) 特殊肥料（農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥、その他の肥料）
生産、輸入する前に都道府県知事にその旨を届出
- (2) 普通肥料（特殊肥料以外の肥料）
生産、輸入する前に農林水産大臣又は都道府県知事に銘柄毎に登録

3 普通肥料の公定規格（156種類）

肥料の種類毎に、含有すべき主成分（窒素、リン酸、カリ等）の最小量、含有が許される植物にとっての有害成分（カドミウム等）の最大量等を農林水産大臣が設定

4 普通肥料の登録等

- (1) 登録の調査
申請書の記載内容、肥料の見本等から、公定規格との適合性、名称の妥当性、植物の生育に対する害の有無等を調査
- (2) 登録の有効期間：3年又は6年

5 保証票の添付

普通肥料を譲渡するときは、肥料の種類・名称、保証する主成分の最小量、生産業者の氏名・住所 生産年月日等を記載した保証票の添付を、生産業者・販売業者に対して義務づけ

6 立入検査

肥料の取締り上必要があるとき、生産業者等に対して実施し、関係書類や生産状況等を検査するとともに、製品等を収去

肥料の定義（肥料取締法第2条）

- 植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物

- 植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物

近年の主な法改正の概要

1. 平成11年7月

環境と調和した持続的な農業の確立を図ることが重要な課題となっている中で、たい肥等の特殊肥料の適切な施用の推進及び品質の保全が求められていること、また、リサイクル等を背景として生産・流通が増加している、汚泥等有害成分を含むおそれのある原料を使用する肥料の品質の保全が求められていることから、以下の措置を講じた。

改正のポイント

- ① 特殊肥料のうち、たい肥等表示の適正化を図る必要があるものについて、生産業者等に対し含有分量等に関する品質表示を義務付ける制度を創設
- ② 汚泥を原料とする肥料等有害成分を含むおそれのあるものについて、含有を許される有害成分の最大量を公定規格として定めるとともに、農林水産大臣による登録制へ移行

2. 平成15年6月

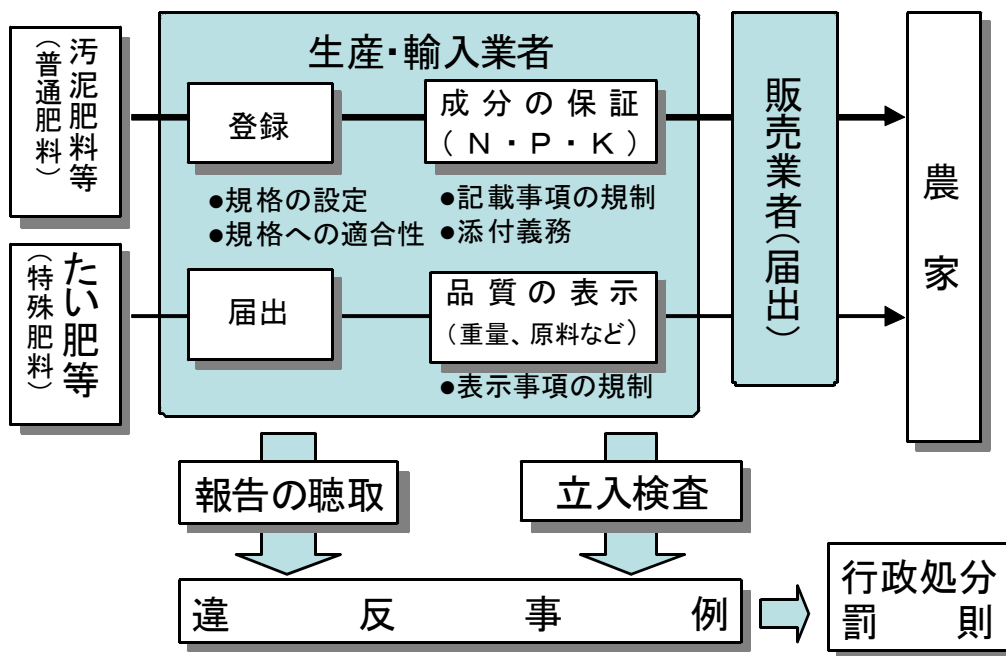
農薬取締法、家畜伝染病予防法等とあわせて、国民の健康の保護（食品の安全性の確保）の観点から改正。

食品の安全性の確保に資するため、農畜産物の生産に係る資材等に関する法律について、人畜等への被害が及ぶ農畜産物の生産を防止するため、以下の措置を講じた。

改正のポイント

- ① 施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある普通肥料について、登録の際の施用方法審査、施用者に対する施用方法等に関する基準の遵守等を義務付ける制度を創設
- ② 人畜に被害を生ずると認められる肥料の生産、販売又は施用を禁止するとともにこれに違反して当該肥料を販売した場合には、生産業者等に対し回収その他必要な措置を講ずることを命ずることを規定

肥料の規制の概要（2種類）



登録申請に必要な試験成績

- ① 公定規格に定められた含有すべき主成分に関する分析成績（窒素、りん酸、加里）
- ② 公定規格に定められた含有を許される有害成分に関する分析成績（例：し尿汚泥肥料は、ひ素 0.005%、カドミウム 0.0005%、水銀 0.0002%等）
- ③ 植物に対する害に関する栽培試験の成績

肥料の表示の例（汚泥肥料）

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号
肥料の種類	し尿汚泥肥料
肥料の名称	汚泥の実りグリーン
原料の種類	(原料) し尿汚泥、おがくず 備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。
正味重量	15 kg
生産した年月	2008. 10
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇市 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇市下水終末処理センター 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号

主要な成分の含有量（生産事業場における平均的な測定値）	
窒素全量	1.5 %
りん酸全量	2.7 %
加里全量	2.5 %
銅全量	450 mg/kg
亜鉛全量	1100 mg/kg
炭素窒素比	14

植物に対する害に関する栽培試験の例

供試試料と対照試料と標準区の比較

写真1 発芽状況 (2007年11月9日 撮影)



写真2 収穫時生育状況 (2007年11月21日 撮影)



○ 肥料取締法に基づく汚泥肥料の種類と登録銘柄数

汚 泥 肥 料 の 種 類	含有を許される有害成分の最大量 (%)	登録銘柄数
下水汚泥肥料 一 下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 一に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	9 2
し尿汚泥肥料 一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	3 0 2
工業汚泥肥料 一 工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 一に掲げる工業汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる工業汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	1 3 3
混合汚泥肥料 一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料若しくは工業汚泥肥料のいずれか二以上を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二 一に掲げる混合汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる混合汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	1 9
焼成汚泥肥料 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を焼成したもの	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	5 5
汚泥発酵肥料 一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの 二 一に掲げる汚泥発酵肥料に植物質若しくは動物質の原料又は焼成汚泥肥料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたもの	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	8 5 0

備考：「汚泥肥料の種類」及び「含有を許される有害成分の最大量」の欄は「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」より、「登録銘柄数」はポケット肥料要覧より抜粋。

登録銘柄数は、平成18年12月31日現在において有効な銘柄数。

注) 含有を許される有害成分の最大量については、%単位の規格となっておりますが、例えばカドミウム0.0005%は、約5ppmに相当します。

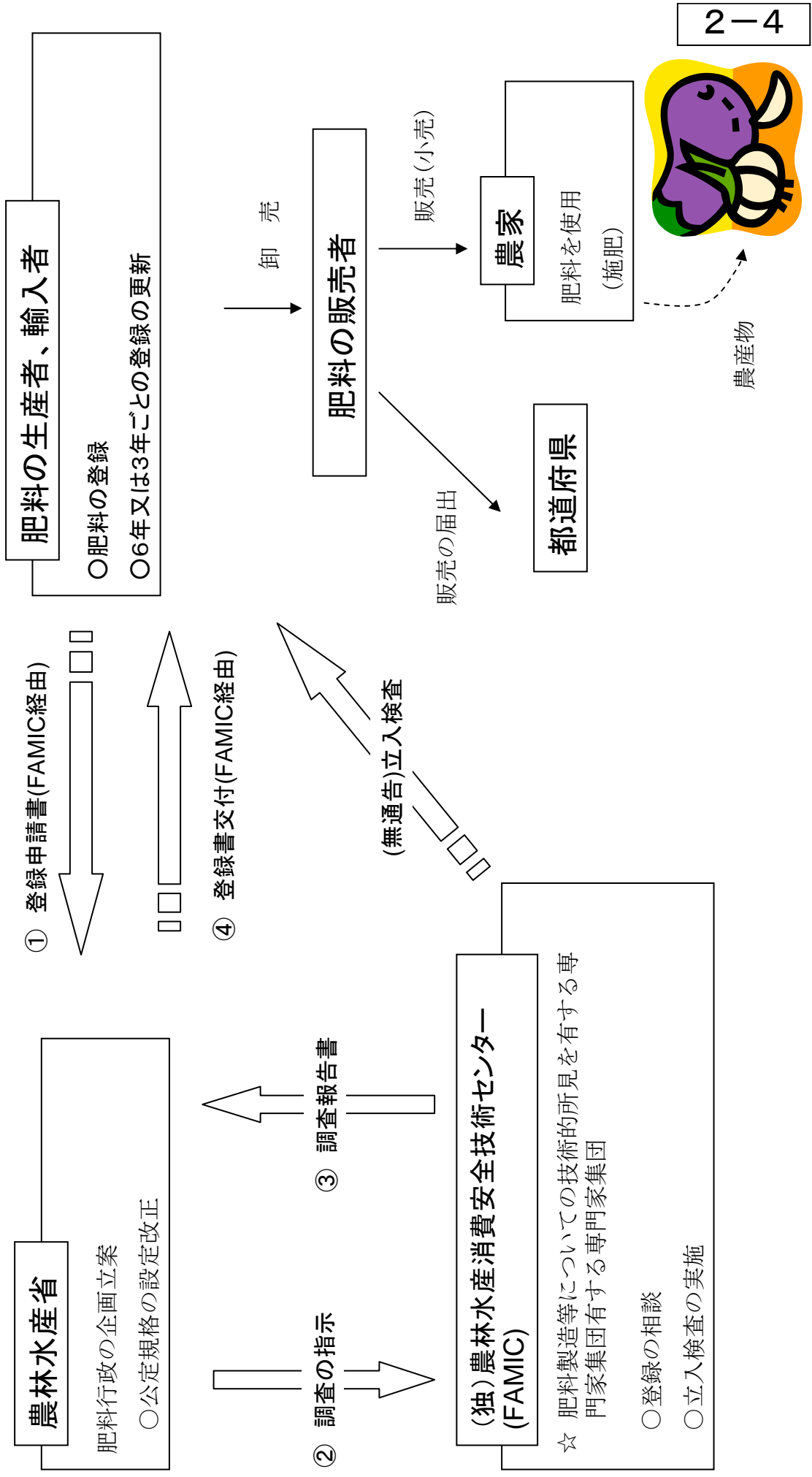
○ 肥料取締法に基づく肥料の種類例

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)
尿素	アンモニア性窒素 4.0	アンモニア性窒素の含有率1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04
<p>化成肥料</p> <p>一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの</p> <p>二 一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの</p> <p>三 肥料（熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第1条の2各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を使用し、これに化学的操作を加えたもの</p> <p>四 三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの</p> <p>五 一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの</p>	<p>一 窒素、りん酸又は 加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 10.0</p> <p>二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0</p> <p>2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0</p> <p>3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0</p> <p>三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 1.0</p> <p>2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0</p> <p>3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 1.0</p> <p>4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0</p> <p>四 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 1.0</p> <p>2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 1.0</p> <p>3 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 1.0</p> <p>(以下略)</p>	<p>窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき</p> <p>硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02 ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 チタン 0.02 水銀 0.00005 鉛 0.003</p>

備考：「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」より抜粋。

肥料行政(運用)のしくみ(概念図)

〔普通肥料の場合
国登録の場合〕



2-4

立入検査の重点化について

～ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)における立入検査

○ 中期計画（抄）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査、質問及び収去等業務肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。

また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、中期目標期間中に、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、50%増加させるための取組を推進する。

○ 年度計画（抄）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査、質問及び収去等業務肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。

また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、中期目標期間中に、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として、50%増加させる。

このため、次に掲げる事項を推進する。

(ア) (略)

(イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を、それぞれ15%、25%以上増加する。

汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	H19 実績	H17 実績	増減率
立入検査件数	311件	243件	28.0%
収去点数	317点	212点	49.5%

※ 「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果」より

※ 平成15年に汚泥肥料の規制を強化したことから、汚泥肥料への立入検査を重点化している。

汚泥肥料から許容量を超過した有害物質が検出された事例

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

平成20年10月29日現在

公表	肥料の種類	原 料	検出された有害成分 (カッコ内は許容量)
H15.5.20	下水汚泥肥料	下水汚泥100%	Hg 87.0ppm (2ppm)
H15.5.28	し尿汚泥肥料	し尿汚泥100%	Hg 7.0ppm (2ppm)
H15.8.15	汚泥発酵肥料	下水汚泥30%、焼却灰10%、戻し廃棄物発酵品60%	Pb 560ppm (100ppm) Cd 9.0ppm (5ppm)
	汚泥発酵肥料	食品工業汚泥25%、植物質原料25%、動物質20%、し尿汚泥・下水汚泥12.8%、発酵促進剤(石灰・放線菌・廃白土・活性炭)	Ni 600ppm (300ppm)
H15.9.26	し尿汚泥肥料	し尿及び浄化槽汚泥	Hg 2.7ppm (2ppm)
H16.11.24	し尿汚泥肥料	浄化槽汚泥98.7%、凝集剤1.3%	Cd 6.0ppm (5ppm)
H16.12.22	し尿汚泥肥料	し尿及び生活雑排水	Hg 2.7ppm (2ppm)
H18.7.27	焼成汚泥肥料	し尿汚泥100%	Cd 6.0ppm (5ppm)
H18.11.24	汚泥発酵肥料	し尿及び浄化槽汚泥90%、食品加工残渣10%	Hg 2.6ppm (2ppm)
H19.5.18	し尿汚泥肥料	し尿及び浄化槽汚泥100%	Hg 6.0ppm (2ppm)
H19.6.19	焼成汚泥肥料	し尿及び浄化槽汚泥100%	Cd 9.9ppm (5ppm)
H19.10.18	焼成汚泥肥料	し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水	Pb 180ppm (100ppm)
H20.6.26	下水汚泥肥料	下水汚泥100%	Hg 3ppm (2ppm)
H20.7.15	汚泥発酵肥料	し尿汚泥(農業集落排水汚泥)100%	Hg 6ppm (2ppm)

注: 上表はプレスリリースした事例をとりまとめたものです。

肥料取締法の改正（平成15年）による見直しのポイント

〔現行〕

目的：農業生産力の維持増進

	生産業者・輸入業者	販売業者	施用者
肥料全体	植物に害がある場合に譲渡又は引渡しの制限・禁止等		—
普通肥料	<ul style="list-style-type: none"> 登録のないものの生産・輸入の禁止 保証票のないものの販売の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者の届出 保証票のないものの販売の禁止 	—
特殊肥料	<ul style="list-style-type: none"> 生産・輸入業者の届出 表示の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者の届出 表示の指示 	—

施用方法によっては、人畜に害が生ずる可能性のある肥料への懸念

生産段階での安全確保策への要請の高まり

〔改正後〕

目的：農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護

	生産業者・輸入業者	販売業者	施用者
肥料全体	植物に害がある場合に譲渡又は引渡しの制限・禁止等		
	人畜に害がある不良品の発生時に譲渡又は引渡し・施用の制限・禁止等		
特定普通肥料	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> 施用方法の遵守義務 保証票のないものの施用の禁止
	<ul style="list-style-type: none"> 保証票に施用方法の記載 		
普通肥料	<ul style="list-style-type: none"> 登録のないものの生産・輸入の禁止 保証票のないものの販売の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者の届出 保証票のないものの販売の禁止 	—
特殊肥料	<ul style="list-style-type: none"> 生産・輸入業者の届出 表示の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者の届出 表示の指示 	—

○ 特定普通肥料として指定した場合の対応について

新たに特定普通肥料が指定された場合、指定前に普通肥料として登録されていたものは、失効することとなる。

「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」における肥料取締法の一部改正について（平成15年）

1 背景

平成13年9月のBSE（牛海綿状脳症）問題以来、食品の偽装表示問題、無登録農薬問題等、食と農に対する消費者の信頼を大きく揺るがせるような問題が相次ぎ、食品安全行政のあり方について厳しく問われることとなりました。

こうした状況を踏まえ、国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として「食品安全基本法」（平成15年法律第48号）が制定され、平成15年7月1日から施行されました。

また、食品の原材料となる農畜水産物の生産段階で用いられる各種資材等について、食品の安全性の確保のために必要な措置を講ずることとし、肥料取締法等の一部を改正する「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」（平成15年法律第73号）が制定され、食品安全基本法と同日の7月1日から施行されました。

2 主な内容

「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」は、最近における食品の安全性に関する国民の関心の高まりにかんがみ、人畜に被害を生ずるおそれがある農畜水産物の生産を防止するため、農畜水産物の生産に係る資材等に関する法律について、

① 生産資材（肥料、農薬、動物用医薬品等）の製造、輸入から使用に至るまでのそれぞれの段階における規制

② 人畜に被害が生ずる場合の対応措置

等を講ずるとともに、人畜に被害を生ずるおそれがあるかどうかについての厚生労働大臣からの意見を聴取する規定の整備等を行うこととしています。

このなかで、肥料取締法については、

i 施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがあるものとして政令で指定する普通肥料（特定普通肥料）について、登録の際に施用方法を審査するほか、施用者に対しては施用方法等に関する基準の遵守等を義務付けること

ii 人畜に被害を生ずると認められる肥料の生産、輸入、販売又は施用を禁止するとともにこれに違反して当該肥料を販売した場合には、生産業者等に対し回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができること

等としています。

○ 食品の安全性の確保に係る農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成一五年法律第七十三号)(抄)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第五条までの規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※ 本法律の第一条において、肥料取締法の一部改正を行っている。

○ 第156回国会参議院農林水産委員会決議(平成15年6月3日)(抄)

食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議

我が国においては、経済社会の発展に伴い国民の食生活が豊かになる一方、食品流通の広域化・国際化や科学技術の進展などを背景として、牛海綿状脳症(BSE)の発生を始め、食品の安全に関わる問題が相次いで発生している。

このため、今国会で食品安全基本法が制定され、国民の健康の保護を最優先に、リスク分析手法を導入し、国の内外における一連の食品供給行程における安全性の確保を図ることを基本理念とし、関係府省が一体となって、食品安全行政を総合的に推進することとされたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に努め、「食」の安全と安心に万全を期すべきである。

一～六(略)

七 「食」の安全と安心が将来にわたって確保されるよう、法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、食品安全に係る制度や体制について消費者の視点に立って適切な運営に努めるとともに、必要に応じて所要の見直しを行うこと。

(別紙)

普通肥料が含有すると考えられる重金属の主な性状等

1 ひ素

ひ素は、植物には不要とされている成分である。植物及び動物体内では有機化しているので毒性が低い。また、植物に対する毒性が動物に対する毒性よりも強いことから、土壌中の濃度が上昇した場合、植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、動物に対して有害となるほど植物に蓄積されない。また、土壌中のひ素は植物根には吸収されるが、地上部にはあまり移行しない。

2 カドミウム

カドミウムは、植物には不要とされている成分である。土壌中の濃度が高いときに植物の生育を阻害するが、植物の生育阻害が認められる水準以下であっても、植物を摂取したヒトや動物に被害を生ずる可能性がある。土壌中の平均濃度は環境庁の調べ（昭和58年農用地）では、0.34ppmである。

3 ニッケル

ニッケルは、微量では植物の必須元素であるが、高濃度では生育を阻害する。ひ素と同様に植物に対する毒性が動物に対する毒性よりも強いために、動物に対して有害となるほど植物に蓄積されない。また、土壌中のニッケルは植物に吸収されにくい。

4 クロム

クロムは、植物には不要とされている成分である。土壌中のクロムは植物に吸収されにくい。土壌中に水溶性のクロム酸塩が高濃度に存在する場合は、植物の生育を阻害する。

5 チタン

水溶性の硫酸塩が土壌中に高濃度存在する場合は、植物の生育を阻害する。しかし、肥料中のチタンは酸化型（難溶性）であるため植物に吸収されにくい。

6 水銀

水銀は、植物の生育を阻害する成分であり、また、植物に吸収されにくい。

7 鉛

鉛は、植物には不要とされている成分である。土壌中の濃度が高いときに植物の生育を阻害するが植物に吸収されにくい。